



コロナ支援

「コロナ禍で悩む女性に寄り添い支援します」

伊奈庁舎地域推進課（内線13002）

つらい悩みなごい

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により、日々の生活に悩みや不安を感じている女性の皆さんからの相談をお受けしています。

週3回程度、市民活動まちづくりセンター（みらい平市民センター3階）で相談窓口を開設するほか、メール、LINE、電話での相談もお受けしています。また、日用品の無償配布とあわせて、悩みなどをお伺いする機会も、定期的に設けています。

女性相談員（市外在住）がお待ちしています。相談も日用品の無償配布も予約不要です。お気軽にお越しください。詳しくは、特設ページをご覧ください。

【今後の日用品無償配布会の予定】

▼日時 12月8日(水) 午後1時30分～6時

30分、12日(日) 午前10時～午後3時

▼場所 市民活動まちづくりセンター

▼内容 日用品（生理用品など）の無償配布、相談、小物づくり



特設ページはこちら



お知らせ

確定申告は事前予約制です

伊奈庁舎税務課（内線2307）

2～3月に市役所で実施している確定申告は、事前予約制です。前回、市役所で申告した方には、申告案内はがきを1月中旬に発送します。申告案内はがきで日時が指定されていない方や、初めて申告をするなど、申告が必要な方は、予約が必要になります。予約受付期間など申告についての詳細は、広報1月号に掲載します。

▼申告期間 令和4年2月14日(月)～3月15日(火)

※申告期間中、休日開庁は2日間を予定しています。

※市・県民税申告書や事業所得などの収支内訳書は送付しません。必要な方は、1月中旬以降に市役所窓口で受け取るか、市ホームページからダウンロードをお願いします。



コロナ支援

「低所得の子育て世帯」に給付金

伊奈庁舎こども課（内線42002）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、「低所得の子育て世帯」に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。

▼「ひとり親世帯の方」の支給要件 ① 次の対象者①、②のいずれかに該当する方

① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

② 公的年金など（※1）を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（※2）

※1 公的年金などとは、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族

補償などを言います。

※2 公的年金などの受給額を含み、令和元年中の収入が児童扶養手当支給制限限度額を下回る方

▼「ひとり親以外の世帯の方」の支給要件 ① 次のどちらにも当てはまる方 ① 18歳未満の児童を養育している方（特別児童扶養手当対象の児童を養育している場合、20歳未満）

② 令和3年度住民税（均等割）が非課税、または新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、令和3年1月1日以降の収入が住民税非課税相当となった方

▼支給額 児童1人当たり一律5万円



市ホームページはこちら



農業

イネ縞葉枯病を防ぎましょう

谷和原庁舎産業経済課（内線3108）

イネ縞葉枯病は、ヒメトビウンカという害虫によるウイルスが水田のほ場に広がり、水稲の生育が妨げられる病気で、被害を受けると、次期作の減収につながります。

薬剤で防除することはできず、被害

を防ぐためには、越冬場所となる再生稲（ひこばえ）の耕起や、畦畔、土手などに生えるイネ科雑草を除草することが効果的です。

冬場の対策でヒメトビウンカの「冬場のエサとすみか」をなくしましょう。